生体現象測定装置保守点検業務委託仕様書

市立宇和島病院における医療機器等の保守点検について、市立宇和島病院を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり仕様を定め業務を委託する。

記

第１　対象機器

製造会社　：　GEヘルスケア・ジャパン㈱

機器名称　：　生体現象測定装置

台数構成　：　DASH5000　(7)：NICU　　DASH4000　(2)：HCU

DASH3000　(11)：HCU・7東　　CIC Pro(3)：HCU・7東・NICU

設置場所　：　HCU、7東病棟、NICU

所得年度　：　平成16年度（平成17年3月25日）、病棟分（平成16年11月19日）

第２　委託期間

令和3年4月1日　～　令和4年3月31日

第３　契約条件

１　契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため次の点検を行うこと。

定期保守点検　　年２回

緊急保守点検(故障修理)　　装置に不時の故障が生じた場合、甲の通知により、乙は速やかに適切な処置を行う。

本業務の内容は次のとおりとし、(3) の業務は継続的保守契約における本契約機器に限り実施するものとする。

(1) 本サポート業務：本機器の故障発生時に、甲からの依頼を受けて、電話により乙が甲の行う故障修理に関わる判断を支援する業務。

(2) 本故障修復業務：本機器の故障発生時に、甲からの依頼を受けて、乙が本機器設置場所にて行う故障修復に関する業務。

(3) 本点検整備業務：本契約機器に対して、当該機器ごとの乙所定の整備項目に則った定期的頻度で、乙が当該機器設置場所にて行う点検及び整備に関する業務。但し、この業務は継続的保守契約にその詳細を定める。

継続的保守契約における本契約機器は、以下のいずれかの装置の内、当該装置販売時点で乙により標準構成品として取り扱われる機器をいい、DIA部品については、本点検整備業務及び本故障修復業務の対象外となり、且つDIA部品を除く以下の装置毎に列挙されたもの、及び消耗品等については、継続的保守契約に特段の定めのない限り、本点検整備業務時に行う合理的な点検を除いて本故障修復業務の対象外とする。この場合、別途個別契約に定めることで、これらのものの供給又は必要な修理を乙により行う。

生体現象測定装置：各種ブラウン管、プリンター、バッテリー、各種入出力ケーブル、サーマルアレイユニット

※DIA 部品とは GE ヘルスケア・ジャパン㈱が発行する「Diagnostic Imaging Accessories」のカタログに記載されているものを指す。

休日点検対応サービス（Add　PM　Care）　　無

リモート診断（Add　Care）　　無

2　点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

3　乙は、点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

4　乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出すること。

5　定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、甲の申請により乙が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

6　本契約の対象となる、修理及び修理部品、消耗品等は次のとおりとする。

修理・交換部品	交換または供給した部品はすべて本契約の保守料金に含まれる。部品交換の要否は乙の技術者の判定による。
消耗品	別途
オプション製品	別途
その他	業務に必要な設備及び電気・ガス・水道を無償提供。

7　委託料の支払いは、次のとおり支払うものとする。なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適法と認定したときに支払請求書を受理したものとする。

定期点検完了後、年2回　※内訳は別途定める。

8　乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

9　本業務について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託を行う予定者を定めるとともに、履行について証明できる書類を添付すること。

１０　本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、その都度決定する。